

2 資産課税

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設(大綱 P. 41)

①概要

認定相続人が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産^{*}の課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。

^{*}特定事業用資産とは、被相続人の事業(不動産貸付事業等を除きます。以下同じ。)の用に供されていた土地(面積400㎡までの部分に限ります。)、建物(床面積800㎡までの部分に限ります。))及び建物以外の減価償却資産(固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限ります。)で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいいます。

②猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とされます。

③猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額の全額が免除されます。

(イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合
(ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合
(ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合
(ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度(後述)の適用を受ける場合

ロ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部が免除されます。

(イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
(ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合
(ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件 [*] を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

^{*}経営環境の変化を示す一定の要件は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とされます。

なお、上記イ(ハ)又はロの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除されません。

④猶予税額の納付

イ 認定相続人が特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等…猶予税額の全額を納付

ロ 認定相続人が特定事業用資産の譲渡等をした場合…その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付

^{*}納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税を併せて納付することとされます。

⑤その他

イ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができないこととされます。

ロ その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置のほか、所要の措置が講じられます。

適用期日等：平成31年1月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設(大綱 P. 44)

- ① 認定受贈者(18歳(平成34年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限ります。以下同じです。)が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予することとされます。
- ② 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができるとされます。
- ③ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とされます。
- ④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産(既に納付した猶予税額に対応する部分を除きます。)をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算することとされます。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができるとされます。

適用期日等：平成31年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税

(3) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し(大綱 P. 44)

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除きます。)が除外されます。

適用期日等：平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用

ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用されません。

(4) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和(大綱 P. 47)

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の措置が講じられます(特例制度についても同様とされます)。

- | |
|--|
| ① 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件を18歳以上(現行：20歳以上)に引き下げる。
(平成34年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用) |
| ② 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。 |
| ③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類を不要とする等、手続の簡素化を行う。 |

(5) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し(大綱 P. 45)

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、23歳以上の受贈者に対する教育資金の範囲の限定(平成31年7月1日以後)、信託等をする前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には不適用とする(平成31年4月1日以後)、死亡前3年以内に非課税措置を受けたことがある場合はその死亡の日における管理残額を受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす(平成31年4月1日以後)などの所要の措置を講じた上、その適用期限が2年延長されます。

適用期日等：平成33年3月31日まで2年延長

(6) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し(大綱 P. 46)

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については不適用とする(平成31年4月1日以後)など所要の措置を講じた上、その適用期限が2年延長されます。

適用期日等：平成33年3月31日まで2年延長

(7) 民法改正による成年年齢引き下げに伴う要件等の見直し(大綱 P. 57)

- ①相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢が18歳未満(現行：20歳未満)に引き下げられます。
- ②次に掲げる制度における受贈者の年齢要件が18歳以上(現行：20歳以上)に引き下げられます。

(イ)相続時精算課税制度
(ロ)直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
(ハ)相続時精算課税適用者の特例
(ニ)非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度(特例制度についても同様)

**適用期日等：平成34年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税
又は贈与税について適用**

(8) 民法(相続関係)改正による見直し(大綱 P. 57)

- ①相続税における配偶者居住権等の評価額が次のとおりとされます。

イ 配偶者居住権

$$\text{建物の時価}^{\ast 1} - \frac{\text{建物の時価} \times (\text{残存耐用年数}^{\ast 2} - \text{存続年数}^{\ast 3})}{\text{残存耐用年数}} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

- ロ 配偶者居住権が設定された建物(以下「居住建物」といいます。)の所有権

$$\text{建物の時価} - \text{配偶者居住権の価額}$$

- ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

$$\text{土地等の時価}^{\ast 1} - \text{土地等の時価} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

ニ 居住建物の敷地の所有権等

$$\text{土地等の時価} - \text{敷地の利用に関する権利の価額}$$

※1 建物の時価及び土地等の時価は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とされます。

※2 残存耐用年数とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいいます。

※3 存続年数とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいいます。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合…配偶者の平均余命年数

(ロ) (イ)以外の場合…遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数
(配偶者の平均余命年数が上限とされます)

※4 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記イの「(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数」は、零とされます。

- ②物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地が加えられます。

- ③配偶者居住権の設定の登記について、居住建物の価額(固定資産税評価額)に対し1,000分の2の税率により登録免許税を課税することとされます。

- ④特別寄与料に係る課税について、次のとおりとされます。

(イ)特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税する。
(ロ)上記イの事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。
(ハ)相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除する。
(ニ)相続税における更正の請求の特則等の対象に上記イの事由を加える。

- ⑤遺留分制度の見直しに伴う所要の措置が講じられます(所得税についても同様とされます。)

- ⑥その他所要の措置が講じられます。